

# 公益社団法人日本地震工学会 論文集倫理規程

2019年10月10日制定

日本地震工学会は、地震工学および地震防災に関する学術・技術・教育の進歩発展をはかり、地震災害の軽減に貢献するため、論文集の出版事業を推進してきた。本会の論文集に掲載される論文、報告、ノート、討論、総説・寄稿（以下、論文等と称す）は、地震から人命・財産を保護することに深く関わっていることから、とくに正確性、信頼性、社会への説明性が十分に保たれるようにしなくてはならない。また、論文等に先立つ研究においては調査対象者や被験者の人権等が保護されなくてはならない。そして論文等の審査・出版の過程においては、著者、査読者、論文集編集委員会（以下、編集委員会と称す）の委員（以下、編集委員と称す）の諸権利が保たれるようにしなくてはならない。本規程は、著者、査読者、編集委員の倫理的な責務を明確にし、出版される論文等の学術的な品質と信頼性を一層向上する目的で制定されたものである。

## 1. 著者の責務

### 1.1 論文等の要件

投稿する論文等は、論文集投稿規程に示された諸条件を満たしたもので、地震工学および地震防災の進歩発展に資するに足る水準が確保されたものでなければならない。

### 1.2 著者の要件

論文等の著者は、当該論文等の完成に本質的な貢献を果たし論文等の内容に共同責任を負える者全員であり、またその範囲に限られる。さらに、著者全員がその論文等の投稿に同意していなければならない。なお、死去した者であっても、これらの条件（共同責任の条件および同意の条件は必須とせず）のもとに著者とすることができる。

### 1.3 二重投稿の禁止

著者は、極めて類似した内容の論文原稿を、原著であることが要求されている論文誌に複数投稿してはならない。

### 1.4 十分な情報の提供

論文等において著者は、その研究を再現・検証・評価しうるに足る情報を提供し、論証の過程を示さなければならない。また、先行研究等について十分な調査を行うとともに、引用する場合にはその引用元を示さなければならない。

### 1.5 他者からの引用等に際しての注意

著者は他者からの情報を引用するにあたって、それが読者にも入手可能であることを確認するとともに、他者がもつ著作権等の権利に留意しなければならない。また、他者の研究に対し学術的根拠をもって批判的に引用・記述することは許されるが、誹謗中傷や根拠不明のままに批判することは許されない。

### 1.6 ねつ造、改ざんおよび盗用の禁止

投稿する論文等にはねつ造、改ざんされた情報が含まれていてはならない。また、他者の情報を盗用してはならない。

### 1.7 調査対象者・被験者等の人権等の保護

著者は論文等に先立つ研究において、調査等の対象者の人権等を侵害してはならず、また

実験等に際しては被験者の生命・健康・プライバシーおよび尊厳を守らなければならない。

## 1.8 出版された論文等の問題の申告

すでに出版された論文等に重大な間違いや他者の権利の侵害などの問題があることが明らかとなった場合、速やかに編集委員会に申告し、問題の解消に努めなければならない。

## 2. 査読者の責務

### 2.1 査読者の役割

査読者は、論文集審査規程に基づいて、公正かつ速やかに査読を行い、査読結果を編集委員に報告しなければならない。査読結果は編集委員と著者が理解できるよう、論理的に記述しなければならない。

### 2.2 査読の辞退

査読者は、公正な査読をするのに適任ではないと判断される場合および期限内に査読を終えることが難しいと判断される場合、速やかに査読を辞退しなければならない。

### 2.3 査読の客観性の確保

査読は、地震工学・地震防災の発展への有益性等の観点から、客観的かつ論理的になされなければならない。個人的な考え方、または著者もしくは当該論文への好悪の感情をもととする客観的・論理的でない判断は厳に控えなければならない。

### 2.4 著者への配慮

査読に際しては、著者の人格や知的独立性に十分な敬意を払い、それらへの軽視を疑わせるような記述をしてはならない。

### 2.5 守秘義務

査読者は査読の依頼を受けた事実、また査読中の論文等の全部あるいは一部の内容を他者に漏らしてはならない。

### 2.6 査読者自身のための利用禁止

査読者は当該論文等が公刊されるまでは、その内容を自身のために利用してはならない。

### 2.7 編集委員会への報知

査読者は、論文等の内容が二重投稿、ねつ造、改ざん、盗用等、本規程に違反する疑いがあると判断した場合には、速やかに編集委員会に報知しなければならない。

## 3. 編集委員会と編集委員の責務

### 3.1 公正かつ迅速な審査

編集委員会は本規程の序に述べた目的を達成するため、本会の諸規程に基づいて、公正かつ迅速な審査を行わなければならない。また、編集委員は公正な審査を行うことが困難な論文等の審査を担当してはならない。

### 3.2 査読者の選定

編集委員は適切な査読者を専門性を考慮して公正に選定しなくてはならない。また、当該論文等の利害関係者を査読者として選定してはならない。選定した査読者が第2条の査読者の責務を果たせるよう、適宜、助言を行うとともに、依頼した査読者が迅速に審査することが難しくなった場合は別の査読者に交代を依頼する等、速やかに審査が完了するよう努めなくてはならない。

### 3.3 守秘義務

編集委員は査読に関する事項を第三者に漏らしてはならない。

### 3.4 異議の申し立てへの対応

編集委員会は不採用となった論文等の著者から審査結果を不服とする旨の申し出があった場合には、当該申し立ての妥当性を速やかに検討しなければならない。検討結果は委員会名で著者に通知するとともに、異議が妥当とされた場合には適切な措置を取らなければならない。

### 3.5 規程を満足しない論文等の取扱い

投稿された論文等に第1条の著者の責務を満たさない疑義が生じ、これが解消されない場合には、編集委員会は当該論文等の掲載を否とすることができる。また、すでに論文集に掲載された論文等に第1条の著者の責務を満たさない疑義が生じ、これが解消されない場合には、編集委員会は理事会の承認を経て当該論文等の掲載の撤回または、懸念の表明を行うことができる。

### 附則

この規程は、2019年11月1日から運用される。